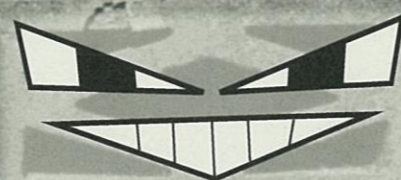
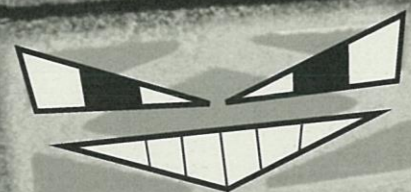


危険なブロック塀 撤去です!



危険なブロック塀は、
人と心を傷つけます!

054-221-1124
静岡市建築指導課 安全推進係

ブロック塀等耐震化促進事業補助制度の概要

地震発生時において、ブロック塀・石塀・れんが塀などの倒壊又は転倒による災害を防止しブロック塀等の安全を確保するため、ブロック塀等の耐震改修（撤去・改善）工事を実施する所有者等に対し補助金を交付する制度です。

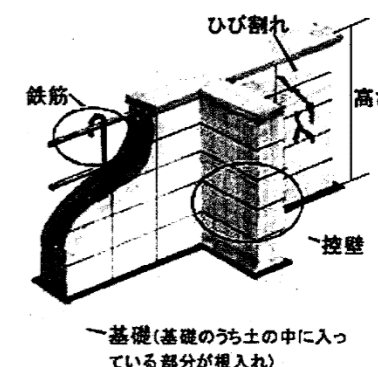
補助の対象と内容

種類	対象工事	補助額
(撤去) ブロック塀等の 撤去事業	通学路・避難のための道路等又は避難地沿いの地震発生時に倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等を撤去する工事 ※ブロック塀の場合は、原則4段以上のもの	当該事業に要する経費（見積金額）と基準額（20,000円/m）とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内とし、1敷地につき10万円を限度とする。
(改善) ブロック塀等の 改善事業	緊急輸送路・緊急輸送ルート・避難地沿いのブロック塀等を安全な塀に改善する工事	当該事業に要する経費（見積金額）と基準額（38,400円/m）とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内とし、1敷地につき25万円を限度とする。 ※撤去費用は、経費に含まれません。

※対象工事の詳細については、お問い合わせください。

点検項目

- 1. 塀は高すぎないか
塀の高さは地盤から2m以下か。
- 2. 控壁はあるか
塀の長さ3.2m以下ごとに、40cm以上突出した控え壁があるか。
- 3. 塀は健全か
傾き、ひび割れはないか。
鉄筋が錆びていないか。



補助金の申請書類

交付申請書添付書類	完了報告書添付書類
1. 補助金交付申請書 2. 工事見積書の写し 3. 撤去（改善）前の配置平面図、立面図 4. 撤去（改善）前の写真 5. 地震時に倒壊するおそれがあることを確認する書類「点検チェックリスト」 6. 補助金交付請求書 7. 承諾書（補助対象者が所有者以外の場合） 《改善》の場合は、上記に加えて「改善計画図」	1. 完了実績報告書 2. 撤去（改善）後の写真 3. 工事契約書の写し又は領収書の写し 《改善》の場合は、上記に加えて「工事の工程写真」

☆注 意☆

- ※ 幅員が4m未満の道路に面する場合には、道路幅員を確保するための道路後退が必要となる場合があります。
- ※ 補助金交付決定前に、ブロック塀等の撤去、改善に着手した場合は、補助金の交付が受けられません。必ず着工前に建築指導課と相談のうえ、補助金の交付申請をしてください。
- ※ 原則、危険なブロック塀等は基礎を除き全て撤去してください。
- ※ 補助金交付後に、建築基準法及び補助制度の基準・条件に適合しない塀であることが確認された場合には、補助金を返還していただきます。